

令和2年5月27日

健康安全係

保健室の利用について(案)

(学校再開後～当面の間の保健室利用方法)

- ① 授業中に咳などの風邪症状や発熱の疑いのある生徒が発生した場合は、職員室に連絡し、生徒を職員室に向かわせる。検温等の対応は別室(生徒指導室)で行う。熱や風邪症状が認められる場合には、原則、学校での休養はさせず、保護者に連絡し、自宅での休養をお願いする。
- ② 保護者のお迎えまでの生徒待機場所も別室(生徒指導室)とする。お迎えにかなりの時間を要する場合や、生徒の状态的に別室での待機が困難な場合は、保健室で休養させる。
- ③ 複数の生徒に体調不良がみられた場合は、状況を見て、感染リスクを少しでも避けるように対応する。(生徒指導室以外の部屋の利用を検討)
- ④ ケガ等の処置は保健室で行う。
②のような理由で、保健室に熱などの症状のある生徒が休養している場合には、簡易なケガ等であれば別室(職員室など)で処置を行う。
- ⑤ 保健室に行くときには、必ず、担任や教科担当の先生にその旨を伝えてから入室するように指導する。
- ⑥ ②のような場合も考えられるため、保健室へは勝手に入室しない。
- ⑦ 当面の間は、密集や感染リスクを避けるため、ケガ・体調不良以外の保健室入室を禁止する。(身長・体重の測定や友達の付き添いでの入室など)
- ⑧ 女子生徒の月経痛など、感染症以外の体調不良者についても、保健室での休養は原則1時間までとする。感染症が疑われる生徒が保健室で休養している場合には、感染リスクを避けるため、月経痛による休養は行わない。その場合は生徒本人と相談し、必要に応じて早退を検討する。